

市第28号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

1 趣旨

小児医療費助成制度の通院助成の対象を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大します。

また、同制度については、所得制限があり、所得税法に規定する「控除対象配偶者」や「扶養親族」の人数によって、その基準額が変わる仕組みになっています。このたび、所得税法の一部改正に伴い、従前の「控除対象配偶者」の名称が「同一生計配偶者」に変更となりました。そのため、これまでと同様の助成対象となるように文言を修正します。

これらのため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正します。

2 現行の助成内容

(1) 内容

健康保険に加入している子どもが病気やケガで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担額（一部負担金）を助成する制度です。

(2) 対象

0歳児から小学6年生までは通院・入院に係る医療費を、中学1年生から中学3年生までは入院に係る医療費を助成しています。

※1歳児以上には保護者の所得制限あり。

※小学4～6年生は通院1回500円を超える額を助成。ただし、院外薬局（薬代）及び保護者の市民税が非課税の場合は全額助成。

3 改正の内容

(1) 通院助成の拡大

31年4月から、通院助成の対象を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大します。新たに対象となる「中学1年生から3年生まで」は、小学4年生から6年生までと同様に、現行の3割負担から、通院1回の上限額「500円まで」とし、500円を超える額を助成します。

※院外薬局（薬代）及び保護者の市民税が非課税の場合は全額助成。

	0歳～小学3年生	小学4年生～6年生	中学1年生～3年生
通院助成	全額助成	通院1回500円を超える額を助成	通院1回500円を超える額を助成

(2) 所得税法の一部改正

現行条例の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めます。

4 助成対象者数

	H30（予算）	H31（見込み）
対象者数	約28万7千人	約34万2千人

5 施行予定日

- (1) 通院助成の拡大に関する部分：平成31年4月1日から施行
- (2) 所得税法の一部改正に伴う部分：公布の日から施行

新旧対照表（横浜市小児の医療費助成に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市小児の医療費助成に関する条例 平成6年9月22日横浜市条例第34号</p> <p>（第1条省略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。</p> <p>(1) 乳児 1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(2) 幼児等 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間にある者のうち乳児以外の者</p> <p>(3) 児童 小児のうち乳児及び幼児等以外の者</p> <p>（第2項及び第3項から第3条まで省略）</p> <p>（医療費の助成）</p> <p>第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する<u>次に掲げる費用</u>（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額（対象小児のうちの<u>幼児等</u>（以下「対象幼児等」という。）（その保護者が次項に定める所得のあった年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が9歳に達する日以後の最初の<u>4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）には、医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合1回につき500円（当該自己負担額が500円未満である場合にあつては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）を助成する。</p> <p>(1) <u>対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）及び対象幼児等にあつては、医療に係る費用</u></p> <p>(2) <u>対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）</u></p>	<p>横浜市小児の医療費助成に関する条例 平成6年9月22日横浜市条例第34号</p> <p>（第1条省略） （定義）</p> <p>第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。</p> <p>(1) 乳児 1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>(2) 幼児等 <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>の間にある者のうち乳児以外の者</p> <p>(3) 児童 小児のうち乳児及び幼児等以外の者</p> <p>（第2項及び第3項から第3条まで省略）</p> <p>（医療費の助成）</p> <p>第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額（対象小児（その保護者が次項に定める所得のあった年の翌年の1月1日において日本国内に住所を有し、当該所得について地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）が課されていない場合を除く。）が9歳に達する日以後の最初の<u>3月31日の翌日以後</u>に医療を受ける場合（入院の場合を除く。）には、医療取扱機関（薬局を除く。）ごとに医療を受ける場合1回につき500円（当該自己負担額が500円未満である場合にあつては、当該自己負担額に相当する額）を控除した額。以下同じ。）を助成する。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>にあつては、入院に係る費用</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>対象幼児等及び対象児童の保護者に対する助成は、医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。</u></p> <p>（第3項省略）</p> <p>（医療証の交付）</p> <p>第5条 この条例による助成を受けようとする<u>対象乳児又は対象幼児等の保護者</u>は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>（平7条例53・平13条例23・平14条例39・平24条例25・一部改正）</p> <p>（以降省略）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>対象小児のうちの幼児等（以下「対象幼児等」という。）及び対象小児のうちの児童（以下「対象児童」という。）の保護者に対する助成は、医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に満たない者で当該保護者が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは行わない。</u></p> <p>（第3項省略）</p> <p>（医療証の交付）</p> <p>第5条 この条例による助成を受けようとする<u>対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）又は対象幼児等の保護者</u>は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>（平7条例53・平13条例23・平14条例39・平24条例25・一部改正）</p> <p>（以降省略）</p>